

富士市終末処理場管理運転等業務委託

特記仕様書

令和7年4月

富士市 上下水道部 下水道施設維持課

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (施設設計概要)
- 第 3 条 (業務履行計画書の要領)
- 第 4 条 (業務実施計画書等)
- 第 5 条 (業務範囲及び施設機能報告書)
- 第 6 条 (運転監視に関する業務)
- 第 7 条 (巡視点検業務)
- 第 8 条 (水質管理に関する業務)
- 第 9 条 (廃棄物に関する業務)
- 第 10 条 (保守点検に関する業務)
- 第 11 条 (環境整備に関する業務)
- 第 12 条 (物品の調達管理に関する業務)
- 第 13 条 (修繕に関する業務)
- 第 13 条の 2 (連携調整に関する業務)
- 第 14 条 (統括技術管理業務に関する業務)
- 第 15 条 (管路施設の点検業務)
- 第 15 条の 2 (管路施設の定期的対応(点検を除く)に関する業務)
- 第 15 条の 3 (管路施設の緊急的対応に関する業務)
- 第 15 条の 4 (管路施設の改築に関する業務)
- 第 16 条 (マンホールポンプ施設の点検、清掃及び自動通報装置監視業務)
- 第 17 条 (管路施設の新設整備(取付管)に関する業務)
- 第 18 条 (東部浄化センターソフトボール場浄化槽保守点検及び汚泥引き抜き業務並びに西部浄化センターグラウンド屋外照明設備の保守点検業務)
- 第 19 条 (経費の負担)

【別添図表等の一覧】

(目 的)

第 1 条 この特記仕様書は、「富士市終末処理場管理運転等業務委託一般仕様書」について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(施設設計概要)

第 2 条 処理場の施設設計概要は、次のとおりである。

(1) 東部浄化センター

- (ア) 流入方式 : 分流式
- (イ) 処理方式 : 標準活性汚泥法 (平成 2 年 4 月供用開始)
- (ウ) 現有処理能力 : 55,800 m³/日 (全体計画 79,300 m³/日)
- (エ) 想定流入水量 : 2,691,000 m³/年 (令和 7 年度) …1 月 1 日以降
11,879,000 m³/年 (令和 8 年度)
11,760,000 m³/年 (令和 9 年度)
11,643,000 m³/年 (令和 10 年度)
11,526,000 m³/年 (令和 11 年度)
11,411,000 m³/年 (令和 12 年度)
11,297,000 m³/年 (令和 13 年度)
11,184,000 m³/年 (令和 14 年度)
11,072,000 m³/年 (令和 15 年度)
10,961,000 m³/年 (令和 16 年度)
8,422,000 m³/年 (令和 17 年度) …12 月 31 日まで
- (オ) 汚泥処理方式
濃縮方式 : 重力濃縮・遠心濃縮・ベルト濃縮
脱水方式 : ベルトプレス
- (カ) 放流先 : 沼川
- (キ) 計画水質

	流入水質 (mg/L)	放流水質 (mg/L)	除去率 (%)
BOD	234	15	93.6
SS	187	27	85.6

(ク) 保有施設

設 備 名	
水 処 理	沈砂池設備 主ポンプ設備
	水処理設備 雨水沈殿池設備
	送風機設備 水処理電気設備
汚 泥 処 理	汚泥濃縮設備
	高濃度濃縮設備(令和8年4月より本市帰属)
	高濃度汚泥消化設備(令和8年4月より本市帰属)
	汚泥脱水設備 汚泥処理電気設備
そ の 他	管理棟設備(空調・換気等)
	脱臭設備
	バイオガス精製設備(令和8年4月より本市帰属)
	水素製造・供給設備(令和8年4月より本市帰属)

(2) 西部浄化センター

- (ア) 流入方式 : 分流式
- (イ) 処理方式 : 標準活性汚泥法(昭和55年4月供用開始)
- (ウ) 現有処理能力 : 50,750 m³/日
(全体計画 80,100 m³/日)
- (エ) 想定流入水量 : 3,164,000 m³/年 (令和7年度)…1月1日以降
14,065,000 m³/年 (令和8年度)
14,123,000 m³/年 (令和9年度)
14,181,000 m³/年 (令和10年度)
14,239,000 m³/年 (令和11年度)
14,297,000 m³/年 (令和12年度)
14,356,000 m³/年 (令和13年度)
14,415,000 m³/年 (令和14年度)
14,474,000 m³/年 (令和15年度)
14,533,000 m³/年 (令和16年度)
11,298,000 m³/年 (令和17年度)…12月31日まで
- (オ) 汚泥処理方式
濃縮方式 : 重力濃縮・遠心濃縮・ベルト濃縮
脱水方式 : ベルトプレス
- (カ) 放流先 : 富士早川
- (キ) 計画水質

	流入水質(mg/L)	放流水質(mg/L)	除去率(%)
BOD	227	15	93.4
SS	174	24	86.2

(ク) 保有施設

設 備 名	
水 処 理	沈砂池設備 主ポンプ設備
	水処理設備 雨水沈殿池設備
	送風機設備 水処理電気設備
汚 泥 処 理	汚泥濃縮設備 汚泥消化設備
	汚泥洗浄設備 汚泥脱水設備
	汚泥処理電気設備 汚泥固形燃料化設備
そ の 他	管理棟設備（空調・換気等）
	脱臭設備

(業務履行計画書の要領)

第 3 条 一般仕様書第 20 条の業務履行計画書の作成要領は、次のとおりとすること。

(1) 業務履行計画書は、日本産業規格 A 版により作成し、原則として A4 または A3 用紙とすること。

(2) 業務履行計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(ア) 業務概要

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(イ) 組織体制

業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、基本契約書第 15 条の総括責任者のもとで、一般仕様書 28 条、第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 に示すそれぞれの業務について、業務の分担体制、業務主任者の配置に関する体制、従事者体制、緊急時体制等を具体的に記載すること。

(ウ) 安全管理計画

事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(エ) 運転監視計画

流入水を適正に処理するために必要な運転計画、監視項目、管理指標、巡回内容、巡回頻度及び状況に応じた対応方法等を具体的に記載すること。

と。

(オ) 水質管理計画

施設等が適正に機能しているかを判断するために必要な水質及び汚泥等の試験等について、施設等の特徴を踏まえた試験項目、サンプリング方法、試験頻度及び管理指標等を具体的に記載すること。

(カ) 廃棄物管理計画

水処理の過程で発生する産業廃棄物(脱水汚泥)について適正に管理及び処分するための、実施要領等を具体的に記載すること。

(キ) 保守点検計画

施設等の特徴を踏まえ、設備機器等が有している機能を適正に発揮させ、経済的かつ効率的な保守点検を行うために必要な運転方法、管理指標、点検内容、点検周期及び点検記録等を具体的に記載すること。

(ク) 環境整備計画

施設等の適正な管理を行うために必要な実施内容、回数及び実施要領等を具体的に記載すること。

(ケ) 物品調達管理計画

物品の安定的な調達管理を行うために必要な調達方法、管理方法を具体的に記載すること。

(コ) 管路施設（マンホールポンプ施設を含む）点検・清掃定期的対応及び緊急的対応計画

施設等の特徴を踏まえ、管路等が有している機能を適正に発揮させ、経済的かつ効率的な点検・清掃を行うために必要な点検・清掃方法、管理指標、点検・清掃内容、点検・清掃周期及び点検・清掃記録等を中長期的な計画を具体的に記載すること。

(カ) 修繕計画及び改築・更新計画（設備及び管路施設等の対象施設）

設備及び管路施設等の特徴を踏まえ、突発的な故障・事故の抑制、故障・事故発生時の対応方法、修繕費用及び改築・更新費用（LCCを含む）の低減、設備機器別及び管路種別の予防保全（改築・更新を含む）と事後保全の効率的・効果的な使い分け等を明記した中長期的な計画を具体的に記載すること。

(シ) 統括技術管理業務計画

処理場及び管路施設等の全業務を一元的に管理し、「維持管理と更新の一体マネジメント」によるLCCを最適化するための業務計画を具体的に記載すること。

(ス) エネルギー管理計画

「富士市地球温暖化対策実行計画(事務事業編 令和5年4月)及び、「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書(下水道政策研究委員会 令和4年3月)」に基づき、省エネルギー化による温室効果ガス削減についての具体的な計画を記載すること。

(セ) 関連法令等を踏まえた業務実施計画

業務を遂行するに当たり、法令等との関わりについて、どのような点に留意しなければいけないかを具体的に記載すること。

(ウ) 環境等への配慮に関する計画

環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理、委託者が定める環境マネジメントシステム(富士市 EMS)の規格適用及び地球温暖化の抑制などに関する方針等を具体的に記載すること。

(ク) 故障、事故発生時の対応に関する計画

事故を未然に防ぐための日々の管理手法等の考え方及び事故発生時における初期対応方法、二次被害拡大防止対策、施設機能確保対策等を、バルブ等の切替操作、最低限の部品等の確保などに触れ、具体的に記載すること。また、人身事故、電気事故、火災事故、埋設物事故及び道路陥没事故等の事故ごとの対応に関する計画を具体的に記載すること。

(カ) 提出する各書類等の様式に関する計画

業務の履行に伴い、作成する全ての書類について、その書類名、記載する項目及び内容等に関する計画を様式、作成時の留意点、提出時期等を具体的に記載すること。

(コ) その他業務計画

必要な事項について、具体的に実施要領等を記載すること。

(業務実施計画書等)

第 4 条 一般仕様書第 21 条に定める業務実施計画書、業務完了報告書、処理場等施設管理状況報告書、契約業務完了報告書に記載する内容等は、一般仕様書第 3 章業務書類等に基づき、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。

- (1) 業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとし、各業務別に列記すること。
 - (ア) 対象業務名称
 - (イ) 年月度の記載
 - (ウ) 日毎に計画した事項及び内容
 - (エ) 運転計画、水質分析計画、保守点検計画、修繕及び改築・更新計画等の業務計画
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 業務完了報告書は、業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除く。
 - (ア) 業務実施計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容
 - (イ) その他必要な事項
- (3) 処理場等施設管理状況報告書は、業務履行計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

(7) 業務履行計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容

(イ) その他必要な事項

(4) 契約業務完了報告書は、最終年度における処理場等施設管理状況報告書をもって、これに代えるものとする。ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

(業務範囲及び施設機能報告書)

第 5 条 一般仕様書第 28 条、第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 に定める業務範囲は、別図-1-1、別図-1-2、別表-1-1-1 から別表-1-1-6、別表-1-2-1 から別表-1-2-6、別図-3-1 から別図-3-6、別図-4、別図-5、別図-6 に示す施設、設備、装置及び機器等並びに管路施設である。基本契約書第 7 条に定める施設機能報告書は、別表-1-1-1 から別表-1-1-6、別表-1-2-1 から別表-1-2-6 に示すとおりである。

(運転監視に関する業務)

第 6 条 一般仕様書第 28 条第 1 項(1)に規定する運転監視に関する業務の対象は、別図-1-1、別図-1-2、別表-1-1-1 から別表-1-1-6、別表-1-2-1 から別表-1-2-6 に示す施設、設備、装置及び機器等である。

(巡視点検業務)

第 7 条 一般仕様書第 28 条第 1 項(1)に規定する巡視点検業務は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

(1) 巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における施設、設備等の異常の有無を確認できる点検とすること。

(2) 点検内容については、受託者の経験及び知識により一定の点検基準及び要領を定めて行うこと。

(水質管理に関する業務)

第 8 条 一般仕様書第 28 条第 1 項(2)に規定する水質管理に関する業務は、次のとおりである。なお、定期に定める場所については、委託者及び受託者で協議して定めるものとする。

(1) 試験項目、頻度、試験方法等は、別表-2-1、別表-2-2 に示すとおりである。受託者は、別表-2-1、別表-2-2 によらず変更する場合は、事前にその詳細を理由とともに委託者に提出し、承諾を得ること。

(2) 分析の実施は、以下のとおりである。

(7) 分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の関係法令や下水試験方法等に基づいて適格に行うこと。

(イ) 定期的な水質試験及び汚泥試験は、定期に定める場所より採水して行うこと。

- (ウ) 水質分析に使用する薬品等については、在庫及び管理を適切に行うこと。

(廃棄物管理に関する業務)

第 9 条 一般仕様書第 28 条第 1 項(3)に規定する廃棄物管理計画に関する業務は、次のとおりである。

- (1) 委託者が 3 月中に提示する次年度の「予定汚泥量」、「各社別契約単価」、「汚泥処分手数料支払い予定総額」をもとに、年単位の汚泥搬出計画を作成し、3 月 31 日までに委託者の承認を得ること。ただし、令和 7 年度においては、12 月 26 日までに委託者の承認を得ること。
- (2) 月単位の汚泥搬出計画は、前月の 20 日を目途に委託者の承認を得たうえ委託者の指定する運搬業者及び処分業者に通知すること。
- (3) 週単位の汚泥搬出計画は、前週の水曜を目途に委託者の承認を得たうえで運搬業者及び処分業者に通知すること。
- (4) 水質管理計画の変更や汚泥運搬・処分事業者の受入制限などで、(1)で計画した汚泥搬出計画の内、汚泥処分手数料支払い予定額が上昇されることが懸念される場合、委託担当者に報告するとともに、今後の計画について協議すること。
- (5) 受託者は委託者が契約した電子マニフェストシステムを用いて、マニフェストの発行をおこなうこと。
- (6) 受託者は廃棄物管理の結果を週単位、月単位、年単位で取り纏め、委託者に報告すること。

(保守点検に関する業務)

第 10 条 一般仕様書第 28 条第 1 項(4)に規定する保守点検に関する業務は、別表-1-1-1 から別表-1-1-6、別表-1-2-1 から別表-1-2-6 に示す施設、設備、装置及び機器等について、その性能・機能等が保持されるよう点検するとともに、重要度及び故障発生頻度回数、目的、設置環境を考慮して行い、一定の基準に基づいて行うこと。

- 2 処理場の運転を考慮した中長期的な点検計画を立案し、実施すること。また、施設保全の主体を成すことができるように計画すること。
- 3 資格を要する点検等では、有資格者を配置して行うこと。
- 4 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
- 5 保守点検の実施は、以下のとおりとすること。
 - (1) 日常点検は、施設の運転状況等の確認又は、設備等の異常の早期発見のために、毎日～1週間程度の間隔で実施する点検であり、外観目視点検、動作確認、計測、調整、部品及び消耗品等の交換、記録、清掃及び調査を行うこと。
 - (2) 定期点検は、設備等の損傷、腐食、磨耗状況等を把握し、1週間～1年程度に期間を定めて行う点検及び整備である。日常点検ではできない内容について行うものとし、必要に応じて精密計測機器等を用いて性能又は機能を確認

すること。

- (3) 臨時点検は、日常点検及び定期点検以外に設備等の異常に対して行う点検及び整備である。状況を確認するために必要に応じて実施すること。
- (4) 定期自主検査は、関係法令等の定めより自らが行う点検及び整備である。なお、自主点検の記録は自主点検実施ごとに記録すること。
- (5) 法定点検及び法定検査は、関係法令等の定めにより行う点検及び検査受験である。
- (6) 高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備は、高度な専門的技術及び知識等を要するため、メーカーなど専門業者が行う点検及び整備である。取扱説明書、前回点検結果報告等を踏まえ、また設備等の重要度を考慮し、別表-3-1、別表-3-2、別紙-1-1から別紙-1-22に示す点検及び計画書を基に、点検及び整備計画を策定し、実施すること。
- (7) 修補及び塗装とは、設備等の異常個所等について、定常状態に復帰させるために行う修理のうち、特殊な機器や高度な専門技術を必要とせず、外部からの人的応援を必要と認めない程度の軽微な調整及び交換、塗装である。また、この塗装は、足場等を必要としない箇所において行う、腐食等によるはく離、錆防止等のものをいう。
- (8) 結果の記録及び報告は、現場の状況について適に写真を撮影し整理したものを添付して提出すること。

(環境整備に関する業務)

第11条 一般仕様書第28条第1項(5)に規定する環境整備に関する業務は、次のとおりである。

- (1) 対象、範囲及び頻度等は、別表-4-1、別表-4-2、別表-5-1、別表-5-2及び別図-2-1から別図-2-12に示すとおりである。
- (2) 環境整備の実施については、以下のとおりとする。
 - (ア) 清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。
 - (イ) 受託者は、委託者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。
 - (ウ) 清掃器具等の使用で委託者の備品、物品等に損傷を与えないこと。

(物品の調達管理に関する業務)

第12条 一般仕様書第28条第1項(6)及び第28条の2第1項(4)に規定する物品の調達管理に関する業務は、次に示すとおりである。

- (1) 対象は、消耗品、燃料、光熱水等である。
- (2) ユーティリティ調達管理の実施は、以下のとおりである。
 - (ア) ユーティリティ調達は管理者を設け、保管、取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
 - (イ) 種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。

- (ウ) 保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。
- (エ) 使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。

(修繕に関する業務)

第13条 一般仕様書第28条第1項(7)に規定する修繕に関する業務は、次に示すとおりである。

- (1) 対象範囲は、別図-1-1、別図-1-2、別表-1-1-1から別表-1-1-6、別表-1-2-1から別表-1-2-6に示す施設、設備、装置及び機器等である。
- (2) 受託者が行う修繕は、要する費用の内、1つの機器当たりの取替部品等の合計金額が50万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のものとする。
- (3) 各年度における修繕上限額及び基準額は、別表-6-1に示すとおりである。修繕上限額とは、受託者が、実施すべき修繕費用の各年度における最高額であり、修繕上限額を超えた業務は、委託者が実施するものとする。また、修繕基準額とは、受託者が、最低限実施しなければいけない修繕費用とする。
- (4) 委託者は、業務内容等の変化に応じて修繕上限額及び基準額を変更できるものとする。修繕上限額及び基準額の変更については、委託者と受託者が協議して行うものとする。

(連携調整に関する業務)

第13条の2 一般仕様書第28条第1項(8)に規定する連携調整に関する業務は、次のとおりである。

- (1) 東部浄化センターにおける B-DASH プロジェクトに係る実証研究及び低LCC 型消化システムに係る共同研究との連携調整の実施については、以下のとおりとする。
 - (ア) 脱水汚泥含水率に係る要求基準を達成するために必要な、実証用消化槽から引き抜いた消化汚泥性状の適合性に関すること。
 - (イ) 実証用消化槽からの返流水による下水処理プロセスへの影響等、管理運転等に係るリスク低減に関すること。
- (2) 東部浄化センターにおける消化ガス発電事業との連携調整の実施については、以下のとおりとする。
 - (ア) 委託者が当該事業者に供給する消化ガス量の適正化に関すること。
 - (イ) 脱水汚泥含水率に係る要求基準を達成するために必要な、消化槽から引き抜いた消化汚泥性状の適合性に関すること。
 - (ウ) 消化槽からの返流水による下水処理プロセスへの影響等、管理運転等に係るリスク低減に関すること。
 - (エ) 装置故障・定期メンテナンスの際、発電機供給不可となる消化ガスを低減するための、水処理・汚泥処理一体での汚泥管理に関すること。
- (3) 西部浄化センターにおける消化ガス発電事業との連携調整の実施については、以下のとおりとする。

- (ア) 委託者が当該事業者に供給する消化ガス量の適正化に関すること。
 - (イ) 脱水汚泥含水率に係る要求基準を達成するために必要な、消化槽から引き抜いた消化汚泥性状の適合性に関すること。
 - (ウ) 消化槽からの返流水による下水処理プロセスへの影響等、管理運転等に係るリスク低減に関すること。
 - (エ) 装置故障・定期メンテナンスの際、発電機供給不可となる消化ガスを低減するための、水処理・汚泥処理一体での汚泥管理に関すること。
- (4) 西部浄化センターにおける下水汚泥固形燃料化共同研究との連携調整の実施については、以下のとおりとする。
- (ア) 各週における下水汚泥固形燃料施設の汚泥受け入れ量と、廃棄物管理に関する計画における汚泥運搬量に関すること。
 - (イ) 装置故障など予期せぬ下水汚泥固形燃料施設の汚泥受け入れ停止に伴う、汚泥搬出計画の見直しに関すること。
- (3) 一般仕様書第 28 条、第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 に係る各業務の連携調整の実施については、以下のとおりとする。
- (ア) 受託者は第 28 条の 2 の業務（管路施設に係る内容）を実施するとき又は実施後には第 28 条の業務（終末処理場等に係る内容）に支障等を及ぼさないこと（リスク回避）又はリスクを低減すること（リスク低減）。また、前記の第 28 条と第 28 条の 2 を読み替えた場合も同様である。
 - (イ) 受託者は第 28 条の業務及び第 28 条の 2 の業務から得られる様々なデータ等の情報を蓄積・活用して第 28 条の 3 の業務を効率的かつ効果的に遂行すること。
 - (ウ) 受託者は第 28 条の 3 の業務の実施（履行）にあたって、各業務の進捗状況等をセルフモニタリングすることにより、業務相互の影響等を調整するとともに、要求水準等契約内容の達成に向けて各業務が連携するように統括すること。

（統括技術管理業務に関する業務）

第 14 条 一般仕様書第 28 条の 3 第 1 項に関する業務は、次に示すとおりである。

- (1) 一元的統括技術管理業務とは、以下のとおりとする。
 - (ア) 共通業務
 - ・委託者と統括技術管理責任者との定例協議を 1 回/月の頻度でおこなう。
 - ・正副総括責任者及び統括技術管理責任者による情報共有のための会議を実施すること。
 - ・1 回/年の安全大会の開催と準備を実施すること。
 - ・1 回/月の頻度で、現場パトロールを実施すること。
 - ・2 回/年の全体研修の開催に関する企画・準備・運営を実施すること。
 - ・必要に応じて、処理場施設と管路施設とを一元的に捉え、技術的な連携調整を実施すること。

- (イ) 処理場施設統括管理業務
 - ・各業務の毎週の工程計画取りまとめと実績の確認を行うこと。
 - ・1回/年、各年度各業務(処理場施設関連)毎に安全計画書を作成し、4回/年の現場パトロール(処理場安全巡視点検)を実施すること。
 - ・各業務の数量と維持管理データを突合後、データ管理業務担当者への受け渡しを行うこと。
 - ・2回/年の全体研修の他に1回/年の処理場担当企業全体に対する研修の企画・準備・運営を行うこと。
 - (ロ) 管路施設統括管理業務
 - ・各業務の毎週の工程計画取りまとめと実績の確認を行うこと。
 - ・1回/年、各年度各業務(巡視点検、定期清掃、改築、MP)毎に安全計画書を作成し、4回/年の現場パトロールを実施すること。
 - ・各業務の数量と維持管理データを突合後、データ管理業務担当者への受け渡しを行うこと。
 - ・2回/年の全体研修の他に、1回/年の管路担当企業全体に対する研修の企画・準備・運営を行うこと。
 - (エ) アセットマネジメント担当業務
 - ・各業務の毎週の工程計画取りまとめと実績の確認を行うこと。
 - ・2回/年の全体研修の他に、2回/年のアセットマネジメント担当企業全体に対する研修の企画・準備・運営を行う。なお、本教育・研修にはシステムに関する内容を含むとする。
- (2) 第3期及び第4期ストックマネジメント計画策定支援業務とは、以下のとおりとする。
- (ア) 処理場施設ストックマネジメント計画策定更新支援業務
 - ・施設情報の収集・整理については、次項データベース化業務にて実施する。
 - ・これまでの机上の情報に基づいた評価から、運転維持管理等の視点も踏まえ、各施設の状況(共通予備施設・設備の有無や対象流量等設備、機器状態によるランク付けや維持管理者目線により機能面や能力面の評価を考慮)に応じて施設のリスクを評価する手法に見直しを行うこと。なお、リスクを評価する単位は、小分類のデータベースを基に中分類単位とする。
 - ・維持管理目線による各施設の点検・調査に関する項目や頻度の見直しを行うと共に、維持管理データを起点としたマネジメントサイクルの確立に向けた修繕・改築に関する事業の目標(アウトカム)及び事業量の目標(アウトプット)を設定すること。
 - ・施設運転の観点及び維持管理の視点を踏まえながら、各施設・設備の特性や重要度を加味し、管理方法(状態監視保全・時間計画保全・事後保全)の見直しを行うこと。
 - ・最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法や目標耐

用年数を考慮したうえで、改築時期や改築費用を再設定すること。また維持管理の目線により、更新工事の既存施設運転への影響や必要な工期、必要となる更新範囲に関する検討を反映すること。改築時に採用する主要機器については、細心の実績や性能を勘案し見直しを行うこと。なお、状態監視保全の設備については、これまでの施設管理の経験から得られた知見を基にした劣化予測式により更新時期を設定すること。各設備の取得価格については、必要に応じて見直しを行うこと。

- ・最適な改築シナリオ(案)の選定にあたっては、改築周期を参考として、100年を検討対象期間に設定した複数のシナリオに対し、費用やリスクの推移などを総合的に勘案して選定すること。また、各設備においては毎月実施する点検の結果を基に健全度のグラフを更新し、毎月リアルタイムに健全度の変化を把握し、維持管理視点やリスク評価の結果を踏まえて、改築優先順位の検討も行うこと。

- ・点検・調査計画は、各設備の特性に基づいて、施設運転の観点及び維持管理の視点で点検項目や頻度、調査診断内容などについて必要に応じて見直しを行うこと。特に、状態監視保全とした設備については、必要となる点検項目や頻度、調査診断内容などについて検討すること。

- ・修繕・改築計画の策定は、点検調査結果に基づき各施設・設備の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ事業計画期間を勘案して5～7年程度における改築の優先順位を設定し、提案すること。ただし、処理場施設の修繕・改築計画の策定は、第4期ストックマネジメント計画策定時のみを対象とする。また、修繕・改築計画の対象は、東部浄化センター及び西部浄化センターの全ての施設・設備を対象とする。

- ・維持管理と更新の一体マネジメントを実現させるため、修繕・改築計画を策定するために必要な調査・診断を実施し、維持管理者目線により、評価を行って基礎資料を作成すること。

(イ) 管路施設ストックマネジメント計画策定更新支援業務

- ・施設情報の収集・整理については、次項データベース化業務にて実施する。

- ・点検・調査結果をベースに管理施設の見える化を図り、区域全体の施設状況（劣化状況等）を俯瞰的に把握しながら、全体最適化に向けたリスク評価の見直しを行うこと。特に発生確率（不具合の起こりやすさ）については、点検項目ごとの劣化傾向やエリア別の劣化状況を相対的に把握しながら検討を行い、リスクマトリクスを見直すこと。

- ・施設管理の目標設定は、維持管理データを基点としたマネジメントサイクルの確立において見直しが必要な場合は、適宜提案すること。

- ・現時点において管路施設の管理方法の見直しは想定していないが、維持管理の視点を踏まえながら、必要に応じて見直しを提案すること。

・管路施設の改築時期については、点検・調査結果により施設状態を踏まえた上で、劣化予測式によりエリア別に更新時期(期待寿命)を設定すること。

・最適な改築シナリオ(案)の選定にあたっては、改築周期を参考として、100年を対象に、設定した複数のシナリオに対し、費用やリスクなどの総合的に勘案し選定すること。この場合、改築シナリオは、改築更新などの4条予算のみのシナリオだけでなく、修繕・点検調査などの3条予算も踏まえた最適なシナリオ(案)を提案すること。

・点検・調査計画は、既往の点検・調査結果を基に点検頻度などについて必要に応じて見直しを行うこと。特に、2回以上点検を実施した管路施設については、劣化の進行状況等を踏まえ効果的かつ経済的な点検頻度を提案すること。さらに、浸入水や油分固結などの課題に対しては、点検する時期や項目を必要最低限にするなど、柔軟に対応すること。

・修繕・改築計画の策定は、点検調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ事業計画期間を勘案して5~7年程度における改築の優先順位を設定し、提案すること。

事業計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕。改築を行うか検討すること。

また、修繕・改築計画の対象範囲は以下のとおりとし、対象範囲が増減する場合は、別途協議すること。

- | | |
|----------|----------|
| ・対象延長 | ・・・・65km |
| ・改築延長 | ・・・・13km |
| ・マンホール | ・・・・無し |
| ・マンホールふた | ・・・・有り |
| ・取付管 | ・・・・無し |
| ・ます | ・・・・無し |

(3) データベース化業務とは、以下のとおりとし、構築するデータベースの様については別紙-8に記載する。

(ア) 処理場施設及び管路施設共通の留意事項

・ウォーターPPPにおいては、「維持管理と更新の一体マネジメント」が求められている。そこで、巡視・点検、詳細調査及び月例報告で出された維持管理情報と現場での対応記録を一元的に管理すること。点検・調査から修繕・改築まで一気通貫で得られたデータを収集・整理・分析して維持管理に活用するためのデータベースをクラウド環境で構築して必要な情報を即時に共有し、施設の効率的な運転に活用すること。

・個別に付与したIDに点検及びその他維持管理情報を時系列的に紐づけて管理すること。基本情報と維持管理データ属性をリンクさせて一元的に管理し、各種検索が可能なデータベースを構築すること。

・データベース化された維持管理データ等は、官民双方で業務の効率化及び高度化が図れるように本市と常時共有及び閲覧できる環境(クラウドシステムなど)で管理すること。なお、この場合のセキュリティ対策としては、本市の情報セキュリティ規程に則るとともに、本市情報セキュリティ担当部署と協議のうえ整備すること。

・日々の維持管理データを活用しストックマネジメント計画を見直していく事(維持管理と更新の一体マネジメント)が今後重要となってくることから、確実に維持管理データをデータベース化するため、ICTを活用し即時データベース化できる環境(タブレットの活用など)を整備すること。

(イ) 処理場施設での留意事項

・第5期委託ではプロトタイプとして、東部浄化センター及び西部浄化センターにおける各1施設(沈砂池棟)を対象に3次元デジタル化を実施し、得られたプロトタイプのデータと維持管理データの属性をリンクさせた管理システムを構築した。その結果、システムの有効性が明らかとなってきた。そこで、将来の維持管理の効率化や高度化(自動化・遠隔化・技術継承・ナレッジマネジメントなど)に向け、東部浄化センター及び西部浄化センター全ての施設を対象に3次元デジタル化を行うこと。

(ウ) 維持管理データ取りまとめ・受渡し支援

・各業務の数量と維持管理データを突合後、データ管理業務担当者への受渡しを行うこと。

(4) セルフモニタリング業務とは、以下のとおりとする。

(ア) セルフモニタリング実施画書及び報告書作成

・セルフモニタリングを実施するにあたって、効果的で実効性をたもつため、実施内容や実施時期並びに実施体制を明確にするための計画書を作成する事。また、要求水準等の未達時の是正措置についても作成すること。

・実施計画書に則り、要求水準や技術提案事項を確実に実行していくことをモニタリングしていくために必要となるシート(セルフモニタリングチェックシート、進捗管理シートなど)を作成すること。この場合、委託者が実施するモニタリング内容との整合を図る必要があるため、委託者と協議のうえ、詳細を決定すること。

・セルフモニタリング報告書は、四半期ごとに作成する四半期セルフモニタリング報告書及び、年度末に作成する年度セルフモニタリング報告書の2種類を作成し提出すること。

(イ) セルフモニタリングの実施

・月間モニタリングとして、毎月各業務担当者が自らチェックしたセルフモニタリングチェックシート(月間)を取りまとめ、要求水準等の達成状況を俯瞰的に確認すること。各業務のチェック内容等について疑義

がある場合等は必要に応じて関係者へのヒアリングで確認を行うこと。
・四半期及び年度末モニタリングとして、四半期ごとに各業務担当者が自らチェックしたセルフモニタリングチェックシート(四半期・年度末)を取りまとめ、各種報告書や個別ヒアリングを行い各業務のチェック内容等の確認を行うこと。その結果についてはセルフモニタリング報告書(四半期・年度末)として委託者に提出すること。なお、各業務での達成の有無のチェックにおいては、委託者と協議のうえ達成基準を明確にしたうえで実施すること。

- (ウ) 委託者への報告及びセルフモニタリング委員会の開催
 - ・セルフモニタリング結果の委託者への報告は、四半期毎に対面で実施される報告会の場で実施すること。また、受託者側ではセルフモニタリング委員会を設置し、本市への報告前に委員会メンバーで内容を確認・承認したうえで、委託者へ提出・報告すること。
- (エ) プロフィットシェアへの対応
 - ・「プロフィットシェア」の目的の実現に向けた取組に係る提案がある場合は、四半期毎に対面で実施される報告会の場で、提案の概要等を報告すること。また、受託者は、このセルフモニタリングにおいて、継続的に加点(高得点)を取得した場合のインセンティブ制度の導入を検討すること。このインセンティブ制度の例としては、「プロフィットシェア」におけるシェア率について、セルフモニタリングの評価点に応じて変動するものなど、受託者のモチベーションを上げるものとする。
- (5) 技術提案に係る支援業務とは、以下のとおりとする。
 - (ア) 最適な「維持管理と更新の一体マネジメントを実現していくため、統括技術管理業務において全業務を俯瞰的に把握し、必要に応じて各業務間の技術的調整やアドバイスを行うこと。また、委託開始後においてLCC縮減のための提案(プロフィットシェア提案など)を促進するための支援も併せて行うこと。
- (6) 管路施設におけるCM方式導入可能性検討業務とは、以下のとおりとする。
 - (ア) 先行事例調査及び留意事項の整理
 - ・国内におけるCM方式の先行事例を調査すること。下水道事業での事例を優先的に調査対象とするが、事例が少ない場合は下水道事業以外の他事業も含め幅広く調査を行うこと。なお、調査は「ピュア型CM方式」に限らず、「アットリスク型CM方式」についても実施すること。
 - ・CM方式に適用される関連法制度を整理するとともに、先行事例調査を踏まえながら課題や問題点など留意事項を整理すること。
- (イ) CM方式の業務内容(案)及び業務分担(案)の検討
 - ・管路施設の改築事業におけるCM業務の業務執行権限の範囲について、事業関係者(委託者、受託者及びCMR(コンストラクションマネージャー))の業務内容を抽出し、それぞれの役割分担を整理すること。整理し

た業務内容をもとに、委託者と協議しながら、事業関係者の役割分担（案）を検討すること。検討に際しては、「ピュア型 CM 方式」および「アットリスク型 CM 方式」についても実施すること。

(ウ) CM 方式導入による予測効果検証

・管路施設の改築事業に CM 方式を導入することによる予測効果を算出すること。効果の算定手法としては、事業量が増大する将来においても、市民への下水道サービス水準を維持向上させることを重要視し、CM 方式の導入有無による本市執行体制（ヒト）について効果を算定すること。具体的には、将来的な改築事業量の増加等の見通しを踏まえて、将来必要な執行体制を推測し、そのうえで、CM 方式を導入した場合における本市の執行体制に掛かる効率化効果を試算すること。さらに、現状の執行体制において、将来的に改築事業量が増加した場合でも事業執行が可能か否かを合わせて評価すること。なお、効果検証にあたっては、「管路施設ストックマネジメント計画策定更新支援業務」の検討結果も踏まえながら実施すること。

(オ) CM 方式導入に関する総括

・前項までの検討結果の取りまとめを行い、CM 方式導入の必要性及び導入することが効果的である場合においては最適な役割分担（案）について報告書として取りまとめること。

(管路施設の点検業務)

第 15 条 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(1)(7)に規定する管路施設の点検業務とは、別紙-2-1 に示すとおり管路施設の巡視及び点検を実施するものである。

2 前項に定める管路施設は、別図-3-1、別表-7-1、別表-7-2 に示すとおりである。

(管路施設の定期的対応（前条点検業務を除く）に関する業務)

第 15 条の 2 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(1)(イ)(ウ)(エ)に規定する管路施設の定期的対応（前条点検業務を除く）に関する業務とは、次に示すとおりである。

(1) 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(1)(イ)の業務は、別紙-2-2 に示すとおり伏せ越し部等の定期的な点検・清掃を実施するものである。

(2) 前項に定める管路施設等は、別図-4-1、別図-4-2、別図-4-3 に示すとおりである。

2 (1) 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(1)(ウ)の業務は、別紙-2-3 に示すとおりマンホール鉄蓋の計画的な交換を実施するものである。

(2) 前項に定める管路施設等は、別図-5、別表-10 に示すとおりである。

3 (1) 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(1)(エ)の業務は、別紙-2-4 に示すとおり管渠の計画的な補修を実施するものである。

(2) 前項に定める管路施設等は、別図-5、別表-11 に示すとおりである。

(管路施設の緊急的対応に関する業務)

第 15 条の 3 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(2)に規定する管路施設の緊急的対応に

関する業務とは、次に示すとおりである。

- (1) 別紙-2-5 に示すとおり管路施設の不特定箇所の清掃を実施するものである。
 - (2) 別紙-2-5 に示すとおり管路施設の TV カメラによる詳細調査を実施するものである。
 - (3) 別紙-2-5 に示すとおり管路本管の不具合箇所や異常箇所等の修繕を実施するものである。
 - (4) 別紙-2-5 に示すとおりマンホールの本体・鉄蓋に不具合や異常等がある場合、当該箇所の修繕を実施するものである。
 - (5) 別紙-2-5 に示すとおり公共柵・取付管の不具合箇所や異常箇所等の修繕を実施するものである。
 - (6) 別紙-2-5 に示すとおりマンホールポンプ施設の自動通報装置（コルソス）に異常がある場合、当該施設の取替を実施するものである。
- 2 前項に定める管路施設等は、別図-6、別図-7 に示すとおりである。
- 3 第1項(3)～(6)に基づき受託者が行う各修繕業務等は、次のとおりである。なお、受託者は、施工に当たって実施計画を策定し、委託者の承認を得なければならない。
- (1) 第1項(3)～(6)に係る各修繕業務等に要する費用の内、1箇所又は1施工路線当たりの取替部品等の合計金額が50万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のものとする。
 - (2) 各年度における修繕業務等（第1項(3)～(6)に係る各修繕業務の全体をいう。）の上限額及び基準額は、別表-6-2-1に示すとおりである。修繕業務の上限額とは、受託者が、実施すべき修繕業務の費用の各年度における最高額であり、修繕業務の上限額を超えた業務は、委託者が実施するものとする。また、修繕業務の基準額とは、受託者が、最低限実施しなければいけない修繕業務の費用とする。
 - (3) 委託者は、モニタリングに基づき、業務内容等の変化に応じて修繕業務の上限額及び基準額を変更できるものとする。修繕業務の上下額及び基準額の変更については、委託者と受託者が協議して行うものとする。

(管路施設の改築に関する業務)

第15条の4 一般仕様書第28条の2第1項(3)に規定する管路施設の改築に関する業務とは、次に示すとおりである。

- (1) 受託者は、別紙-2-6 に示すとおり老朽化した管路の管更生を実施するものである。なお、受託者は選定した管更生工法を委託者に提案し、委託者の承認を得なければ適用することができない。
- (2) 受託者は、別紙-2-7 に示すとおり老朽化した管路の布設替えを実施するものである。なお、受託者は自らの提案で選定した布設替え工法による実施設計書を別紙-2-10 に示すとおり作成し、委託者の承認を得なければ適用することができない。

- (3) 受託者は、別紙-2-8 に示すとおり機能低下が見られるマンホールポンプの交換を実施するものである。なお、受託者は選定した機材、取替方法を委託者に提案し、委託者の承認を得なければ適用することができない。
- (4) 受託者は、別紙-2-9 に示すとおり令和 10 年度策定予定の「富士市 下水道ストックマネジメント計画・第 3 期」（以下、第 3 期計画）に資する情報集積を目的とする管路施設の詳細調査を実施するものである。なお、受託者は調査計画を委託者に提案し、委託者の承認を得なければ適用することができない。
- 2 前項に定める管路施設等は、別図-8-1 から別図-8-23、別図-9、別図-10、別表-12-1、別表-12-2、別表-13、別表-14-1、別表-14-2 に示すとおりである。
- 3 第 1 項(1)(2)(3)及び(4)に基づき受託者が行う改築（管更生、布設替え、マンホールポンプ交換及び管路施設詳細調査）は、次のとおりであり、実施計画を策定し、委託者の承認を得なければならない。
 - (1) 各年度における管路施設の改築業務にかかる業務委託料（以下「改築基準額」という。）は、業務契約書（改築業務）別紙2-2に示すとおりである。改築基準額は、受託者が、実施計画を完遂するために、実施しなければいけない改築に要する費用とする。
 - (2) 委託者は、モニタリングに基づき、要求水準等契約内容を達成するための業務内容等の変化に応じて改築基準額を変更できるものとする。改築の基準額の変更については、委託者と受託者が協議して行うものとする。
- 4 令和 12 年度以降の改築業務は、第 3 期計画に基づき実施する。改築業務の内容等については、委託者と受託者が協議の上、業務を実施こととする。

（マンホールポンプ施設点検、清掃及び自動通報装置監視業務）

第 1 6 条 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(4)に規定するマンホールポンプ施設点検、清掃及び自動通報装置監視（コルソス）業務とは、別紙-3、別紙-4、別紙-5 に示すとおりである。

- 2 前項に定めるマンホールポンプ施設は、別図-9、別表-8-1、別表-8-2 に示すとおりである。マンホールポンプ施設は、今後、建設等により追加する可能性があるが、その場合は、委託者と受託者が協議の上、業務を行うこと。

（管路施設の新設整備（取付管）に関する業務）

第 1 7 条 一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項(5)に規定する管路施設の新設整備（取付管）に関する業務とは、次に示すとおりである。

- (1) 受託者は、別紙-9 に示すとおり市民からの新規公共柵設置要望に基づき適切に新設整備を実施するものである。
- (2) 受託者は、別紙-9-1 に基づき設置工事を実施し、要望期日までに完成させるものとする。
- 2 前項に定める管路施設等は、別図-11 に示すとおりである。
- 3 第 1 項に基づき受託者が行う新設整備（取付管）は、次のとおりである。
 - (1) 各年度における業務委託料（以下「新設基準額」という。）は、業務契約

書（新設整備業務）別表-6-2-2に示すとおりである。新設基準額は、受託者が実施しなければならない新設設置に要する費用とする。

- (2) 委託者は、モニタリングに基づき、要求水準等契約内容を達成するための業務内容等の変化に応じて新設基準額を変更できるものとする。新設の基準額の変更については、委託者と受託者が協議して行うものとする。

（東部浄化センターソフトボール場仮設トイレ設置清掃業務並びに西部浄化センターグラウンド屋外照明設備の保守点検業務）

第18条 一般仕様書第28条第1項(9)(ロ)に規定する東部浄化センターソフトボール場仮設トイレ設置清掃業務は、別紙-6に示すとおりである。

2 一般仕様書第28条第1項(9)(ケ)に規定する西部浄化センターグラウンド屋外照明設備の保守点検業務は、別紙-7に示すとおりである。

（経費の負担）

第19条 一般仕様書第69条に定める受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品費
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品費
- (3) ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品費
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸機等の安全保護具及び機器費
- (5) 管路、施設、設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具及び換気等の労働安全衛生上必要な機器等（ただし、特殊工具及び調整及び整備に係る資材等は除く）費
- (6) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具費
- (7) 電話及びFAXの設置工事費及び維持費
- (8) 薬品費、燃料費、光熱水費
- (9) 機械及び電気部品費、水質試験用消耗品費、水質試験用薬品費
- (10) 上記(1)～(9)に該当しないものであっても本業務を遂行するために、一般的に業務上当然必要であると認められる費用

【別添図表等の一覧】

別図-1-1	東部浄化センター範囲図
別図-1-2	西部浄化センター範囲図
別図-2-1	東部浄化センター除草・除草剤散布作業図
別図-2-2	東部浄化センター場内草刈作業図
別図-2-3	東部浄化センターソフトボール場芝刈作業図
別図-2-4	東部浄化センター場内芝刈作業図
別図-2-5	東部浄化センター樹木選定作業図[その1]
別図-2-6	東部浄化センター樹木選定作業図[その2]
別図-2-7	東部浄化センター樹木選定作業図[その3]
別図-2-8	西部浄化センター除草・除草剤散布作業図
別図-2-9	西部浄化センター保安林草刈作業図
別図-2-10	西部浄化センター樹木選定作業図[その1]
別図-2-11	西部浄化センター樹木選定作業図[その2]
別図-2-12	西部浄化センター樹木選定作業図[その3]
別図-3-1	管路施設重要度(優先度)[全体図]
別図-4-1	管路施設の定期的対応(清掃)業務対象箇所図[全体図]
別図-4-2	管路施設の定期的対応(清掃)業務対象箇所図[東部]
別図-4-3	管路施設の定期的対応(清掃)業務対象箇所図[西部]
別図-5	管路施設の定期的対応(鉄蓋交換・管渠補修)業務対象箇所図
別図-6	管路施設の緊急的対応業務対象箇所図
別図-7	管路施設の緊急的対応(コルソス取替)業務対象箇所図
別図-8-1	管路施設の改築(管更生・管路布設替)業務対象箇所図[全体]
別図-8-2~別図-8-23	管路施設の改築(管更生・管路布設替)業務対象箇所図[詳細]
別図-9	管路施設の改築(マンホールポンプ交換)業務対象箇所図
別図-10	管路施設の改築(管渠詳細調査)業務対象箇所図
別図-11	管路施設の新設整備(取付管)業務対象箇所図
別表-1-1-1	東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(土木施設)
別表-1-1-2	東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築施設)
別表-1-1-3	東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築機械設備)
別表-1-1-4	東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築電気設備)
別表-1-1-5	東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(機械設備)
別表-1-1-6	東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(電気設備)
別表-1-2-1	西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(土木施設)
別表-1-2-2	西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築施設)
別表-1-2-3	西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築機械設備)
別表-1-2-4	西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築電気設備)
別表-1-2-5	西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(機械設備)

別表-1-2-6	西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(電気設備)
別表-2-1	東部浄化センター水質分析項目及び頻度
別表-2-2	西部浄化センター水質分析項目及び頻度
別表-3-1	東部浄化センターにおける高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備計画表
別表-3-2	西部浄化センターにおける高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備計画表
別表-4-1	東部浄化センター環境整備対象範囲及び頻度等
別表-4-2	西部浄化センター環境整備対象範囲及び頻度等
別表-5-1	東部浄化センター環境整備計画表
別表-5-2	西部浄化センター環境整備計画表
別表-6-1	第 12 条に係る修繕上限額及び基準額表
別表-6-2-1	第 14 条の 3 に係る管路施設の緊急的対応上限額及び基準額表
別表-6-2-2	第 14 条の 3 に係る取付管設置上限額及び基準額表
別表-7-1	東部処理区管路施設重要度(優先度)
別表-7-2	西部処理区管路施設重要度(優先度)
別表-8-1	東部浄化センター管轄マンホールポンプ設置箇所一覧表
別表-8-2	西部浄化センター管轄マンホールポンプ設置箇所一覧表
別表-9	管路施設の定期的対応(清掃)業務対象箇所一覧表
別表-10	管路施設の定期的対応(鉄蓋交換)業務対象箇所一覧表
別表-11	管路施設の定期的対応(管渠補修)業務対象箇所一覧表
別表-12-1	改築業務一覧(管更生・布設替)
別表-12-2	改築業務一覧(布設替設計)
別表-13	管路施設の改築(マンホールポンプ交換)業務対象箇所一覧表
別表 14-1	管路施設の改築(管渠詳細調査)業務対象箇所一覧表
別表 14-2	改築業務一覧(管路施設調査)
別紙-1-1	東部浄化センター高圧電気設備点検及び整備計画書
別紙-1-2	東部浄化センター非常用発電機点検及び整備計画書
別紙-1-3	東部浄化センター計装設備点検及び整備計画書
別紙-1-4	東部浄化センター主ポンプ点検及び整備計画書
別紙-1-5	東部浄化センター送風機点検及び整備計画書
別紙-1-6	東部浄化センター電油操作器点検及び整備計画書
別紙-1-7	東部浄化センター脱水機点検及び整備計画書
別紙-1-8	東部浄化センター濃縮機点検及び整備計画書
別紙-1-9	東部浄化センター水中攪拌機点検及び整備計画書
別紙-1-10	東部浄化センター脱臭床点検及び整備計画書
別紙-1-11	東部浄化センター潤滑油診断計画書
別紙-1-12	東部浄化センターB-DASH 設備点検及び整備計画
別紙-1-13	西部浄化センター高圧電気設備点検及び整備計画書
別紙-1-14	西部浄化センター非常用発電機点検及び整備計画書

別紙-1-15	西部浄化センター計装設備点検及び整備計画書
別紙-1-16	西部浄化センター主ポンプ点検及び整備計画書
別紙-1-17	西部浄化センター送風機点検及び整備計画書
別紙-1-18	西部浄化センター電油操作器点検及び整備計画書
別紙-1-19	西部浄化センター脱水機点検及び整備計画書
別紙-1-20	西部浄化センター濃縮機点検及び整備計画書
別紙-1-21	西部浄化センター水中攪拌機点検及び整備計画書
別紙-1-22	西部浄化センター塩素混和池逆洗ブロワ点検及び整備計画書
別紙-1-23	西部浄化センター潤滑油診断計画書
別紙-2-1	管路施設の巡視及び点検業務実施要領
別紙-2-2	管路施設の定期的対応（清掃）業務実施要領
別紙-2-3	管路施設の定期的対応（鉄蓋交換）業務実施要領
別紙-2-3-1	マンホール蓋・交換工事共通仕様書
別紙-2-4	管路施設の定期的対応（管渠補修）業務実施要領
別紙-2-5	管路施設の緊急的対応実施要領
別紙-2-6	管路施設の改築（管更生）業務実施要領
別紙 2-6-1	管路更生工事共通仕様書
別紙-2-7	管路施設の改築（管路布設替）業務実施要領
別紙-2-8	管路施設の改築（マンホールポンプ交換）業務実施要領
別紙-2-9	管路施設の改築（管渠詳細調査）業務実施要領
別紙-2-9-1	下水道管路施設調査共通仕様書
別紙-2-10	管路施設の改築（管路布設替実施設計）業務実施要領
別紙-3	マンホールポンプ施設点検業務実施要領
別紙-4	マンホールポンプ施設清掃業務実施要領
別紙-5	マンホールポンプ施設自動通報装置監視業務実施要領
別紙-6	東部浄化センターソフトボール場仮設トイレ設置清掃業務
別紙-7	西部浄化センターグラウンド場屋外照明等保守点検業務実施要領
別紙-8	データベース構築業務要領
別紙-9-1	整備業務（取付管工事）実施要領
別紙-9-2	整備業務（取付管工事）共通仕様書